よくわからない贈り物にご用心 ネガティブ・オプション (送りつけ商法

してきます。 ると決めつけ代金の請求を しないと、購入の意思があ 入しない旨の通知や返品を けられた人がその商品を購 商法です。そして、送りつ に勝手に商品を送りつける とは、申し込みをしないの ネガティ ブ・オプション

を支払う必要はありません。 このような場合は、代金

要です。 購入の承諾とみなされ代金 なります。 保管期間中に商品を使うと ら七日間)を過ぎれば自由 請求した場合は、その日か 品の引き取りを販売業者の 届いた日から十四日間(商 また、送られてきた商品は を支払わなければならなく に処分できます。ただし、 これも注意が必

身に覚えがない 料金の請求

す。 なものです。 払わせることを狙った悪質 が利用したと思い込ませ支 分と勘違いさせたり、 法外な料金を請求してきま 費」「手数料」などと偽って 話料金」や「延滞金」「調査 利用した覚えのない「雷 過去に利用した未払い 家族

詐欺の疑いがあるので警察 置しておけば大丈夫ですが、 に届けましょう。 身に覚えがない請求は放



6.00

悪質商法にひっかからない の心得5力

- 財産や家族構成をむやみに教 えない
- 契約前に家族や公的機関に相 談を
- 署名やハンコはすぐ押さない
- 断るときははっきりと
- まい話はまず疑おう (曹商法)_上

ましょう。 正しい判断能力を養い 方法などを身に付け、 頃からその手口や対処 あなた自身です。 大切な財産を守のは

消費生活に関する

とです。世の中にはそ

れほどウマイ話は転が

込んだら、

まず疑うこ

る...。こんな話が舞い

気が治る健康食品があ

驚くほど簡単にお金が 無料で何かしてくれる、 ちに忍びよってきます。

を変え品を変え、

悪質商法は次々と手

もうかる、

みるみる病

っていません。

にあわないためにも日

悪質商法などの被

疑問・相談はこちらへ 東部消費生活相談室